



3企技第825号
令和3年10月1日

一般社団法人
福島県建設産業団体連合会会長 様

福島県土木部技術管理課長
(公印省略)

建築関係工事積算基準等の改定について(送付)
このことについて、下記のとおり一部改定しましたのでお知らせいたします。
併せて、貴団体構成員への周知をお願いいたします。

記

1 改定概要

(1) 建築関係工事積算基準

ア 国土交通省官庁営繕部「公共建築工事標準単価積算基準」、「公共建築工事積算基準等資料」の令和3年改定基準の適用

イ 準拠する基準以外に定める基準(福島県版分)の表現等の修正

(2) 建築関係工事共通仕様書、特記仕様書

ア 積算基準と合わせて文言の修正等

イ 建設発生土の処理について文言を追加

ウ 過去の通知内容の反映(情報共有システム、週休2日促進工事等)

(3) 建築関係設計業務等委託料算定基準等

ア 名称の変更及び文言の修正等

2 適用年月日

令和3年10月15日以降、起工に係るもの

3 改定資料

※改定後の建築関係工事積算基準(PDFデータ)については、福島県土木部技術管理課ホームページよりダウンロードしてください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>



(事務担当 基準管理担当 副主任建築技師 佐々木 電話 024-521-7461)